

【資料 1】

3 (1) 鹿児島県保健医療計画
(圏域編) について

ア 保健医療計画（圏域編）の中間 見直しについて

鹿兒島県保健医療計画の概要

I 計画策定の趣旨

現行の保健医療計画の期間終了に伴い、県民の保健医療ニーズの多様化や、人口減少や高齢化に伴う医療需要の変化、医療従事者の確保や医師の働き方改革に伴う対応、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題等を踏まえ、新たな計画を策定

II 計画の位置づけ

- 医療法第30条の4第1項の規定に基づく計画として、本県の保健医療行政の計画的・総合的な運営の基本となるもの
- 本県の保健・医療・福祉に関する個別計画と整合性を取りながら連携・役割分担して推進

III 計画の構成

- 第1章 総論
 - 第1節 計画の策定
 - 第3節 地域診断
- 第2章 保健医療圏の役割 第2節 二次保健医療圏の設定 第3節 基準病床数
- 第3章 健康づくり・疾病予防の推進 第1節 健康の増進 第2節 保健対策の推進 第3節 疾病予防対策の推進
- 第4章 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備 第1節 医療提供体制の整備 第2節 安全・安心な医療提供体制の整備
- 第5章 安全で質の高い医療の確保 第1節 医療従事者の確保及び資質の向上 第2節 医療連携体制の構築 第3節 疾病別の医療連携体制 第4節 事業別の医療連携体制 第5節 その他の医療を提供する体制の確保
- 第6章 地域包括ケア体制の整備充実 第1節 介護サービス等の充実 第2節 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備 第3節 医療と介護の連携 第4節 高齢者の支援 第5節 障害者・難病患者等の支援

第7章 令和7(2025)年に向けた地域の医療提供体制の構築

- 第1節 地域医療構想
- 第2節 人口推計及び医療提供体制の現状等
- 第3節 構想区域と病床の必要量(必要病床数)
- 第4節 地域医療構想の推進
- 第5節 外来医療計画
- 第8章 健康危機管理体制等の整備 第1節 健康危機管理体制の推進 第2節 安全で衛生的な生活環境の確保
- 第9章 持続可能な医療保険制度の構築 第1節 医療費適正化の推進 第2節 後期高齢者医療制度の円滑な運用
- 第10章 計画の推進方策 第1節 保健医療計画の周知と情報提供 第2節 数値目標の設定 第3節 計画の推進体制と役割

第11章 圏域編

- 第1節 二次保健医療圏の概要
- 第2節 各圏域の人口構造の変化の見直し及び医療連携体制

[計画期間]

令和6年度～令和11年度(6年間)

基本理念

県民が健康で長生きでき、安心して必要な医療を受けられる鹿児島 《健康寿命の延伸・生活の質(QOL)の向上》

施策の方向性(主なもの)

- 【第3章 健康づくり・疾病予防の推進】
 - 第1節 健康の増進
 - 第2節 保健対策の推進
 - 第3節 疾病予防計画に基づく、総合的かつ計画的な感染症対策の推進
 - 【第5章 安全で質の高い医療の確保】
 - 第1節 医療従事者の確保及び資質の向上
 - 1 医師
 - ・ 医師修学資金の貸与や臨床研修医の確保など、総合的な医師確保対策
 - 4 看護職員
 - ・ 修学資金の貸与や看護師等養成所への財政支援等による看護職員の確保
 - 第3節 疾病別の医療連携体制
 - 1 がん
 - ・ がん予防の推進
 - ・ がんの早期発見・早期治療の推進
 - ・ がん医療の均てん化の推進
 - 2 脳卒中
 - ・ 発症・重症化予防
 - ・ 発症後速やかな搬送と専門的診療が可能な体制構築の促進
 - 3 心筋梗塞等の心血管疾患
 - ・ 発症・重症化予防
 - ・ 発症後速やかな救命処置の実施と搬送が可能な体制の促進
 - 4 糖尿病
 - ・ 発症・重症化予防
 - ・ 治療及び合併症予防が可能な体制の推進
 - 5 精神疾患
 - ・ 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築
 - ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 【第6章 地域包括ケア体制の整備充実】
 - 第2節 在宅医療・人生の最終段階における医療の体制整備
 - 1 在宅医療の体制整備
 - 2 人生の最終段階における医療の体制整備

数値目標(主なもの)

- ① がん 75歳未満のがんによる年齢調整死亡率(人口10万対) 男性 82.5(R4)⇒80.6(R11) 女性 51.5(R4)⇒47.7(R11)
- ② 脳卒中 75歳未満の脳血管疾患による年齢調整死亡率(人口10万対) 男性32.2(R2)⇒減少(R11) 女性13.6(R2)⇒減少(R11)
- ③ 心筋梗塞等の心血管疾患 75歳未満の心疾患による年齢調整死亡率(人口10万対) 男性46.0(R2)⇒減少(R11) 女性16.8(R2)⇒減少(R11)
- ④ 糖尿病 糖尿病腎症の年間新規透析導入患者数(人口10万対) 14.3(R3)⇒12.2(R15)
- ⑤ 精神疾患 自殺死亡率(人口10万対) 20.3(R4)⇒13.3以下(R10)
- ⑥ 救急医療 救急告示医療機関の数 102施設(R5)⇒現状維持(R11)
- ⑦ 災害医療 DMAT数 27チーム(R5)⇒51チーム(R11)
- ⑧ 新興感染症発生・まん延時における医療協定締結医療機関(入院)の確保病床数 流行初期:342床、流行初期以降726床
- ⑨ 離島・へき地医療 へき地医療拠点病院の必須4事業実施率 88.9%(R4)⇒100%(R11)
- ⑩ 周産期医療 周産期死亡率(出生千対) 2.5(R4)⇒2.5(R11)
- ⑪ 小児医療・小児救急医療 小児死亡率(15歳未満人口10万対) 22.6(R4)⇒19.2以下(R11)
- ⑫ 在宅医療 訪問看護ステーション利用率(高齢者人口千対)17.3人(R3)⇒24.0人(R11)

(単位:床)

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	7,746	10,578	2,826
	南薩	1,128	2,366	871
	川薩	1,075	1,490	533
	出水	840	930	299
	始良・伊佐	2,093	3,238	1,262
精神病床	曾於	605	690	286
	肝属	1,713	1,838	310
	熊毛	380	417	0
結核病床	奄美	1,099	1,621	520
	計	16,679	23,168	6,907
感染症病床	県全域	7,313	9,302	
	県全域	68	68	
	県全域	46	45	

鹿児島県保健医療計画（圏域編）の中間見直しについて

1 県保健医療計画（R6～R11年度）

県保健医療計画は、医療法に基づき本県の保健医療提供体制の確立を目指す基本の方策を定めたものであり、二次保健医療圏ごとの具体的な方策については、第11章「圏域編」として一体的に策定している。

2 中間見直しのスケジュール

別添のとおり（P13 参照）

3 令和7年度の計画の進捗管理の考え方

県保健医療計画では、主な施策に数値目標を設定し、進捗状況を定期的に点検することにより、計画の着実な推進を図っている。「圏域編」での個別目標は設定していないが、圏域編における「現状と課題」に取り上げられた数値等は、状況変化を確認するため、進捗管理の対象としている。

令和8年度に中間見直しを行うことから、令和7年度は見直しに向けた準備の年度と位置付け、次年度見直しを念頭に置いた進捗管理を行う。

4 令和7年度の進捗管理の方法

(1) 方法

県保健医療福祉課からこれまでの様式1に加え、新たに2つの様式（様式2，3）が示され、計画作成時点と現在の状況を比較し、状況変化の有無や評価を行う。

<様式>

- ・「様式1」（数値目標評価シート）

5疾病に関する評価様式に記載し、状況変化の有無を確認する。

- ・「様式2」（「現状と課題」進捗管理シート）

計画記載時点と現在の状況を比較し、状況変化の有無を確認する。なお、状況変化がある場合は、現在の状況を数値等で示し、「改善・悪化・横ばい」で評価する。

- ・「様式3」（「施策の方向性」進捗管理シート）

計画策定から現在（R6～7年度）までの取組内容及び進捗状況を評価する。

(2) 進捗状況・評価

別添「イ 保健医療計画（圏域編）進捗状況・評価について」のとおり。

（P17～P28 参照）

第8次保健医療計画 中間見直しのスケジュール（案）

年度	月	内 容	
		保健医療計画推進事業	地域医療連携促進事業 (鹿児島市) 地域保健医療協議会運営事業
令和7年度	9月 ～1月	○中間見直し方針の検討 (関係各課からの意見収集：現行計画策定後の変化による見直し，他計画との整合)	
	2月 ～3月	○中間見直し方針の承認 国（厚労省）からの通知を確認	●地域保健医療福祉協議会の開催 ・保健医療計画（圏域編）の進捗状況の把握と評価 ・中間見直し実施についての説明
令和8年度	4月 ～6月	●庁内説明・作成要項配布 ○計画見直しに係る基礎調査 (地域分析，医療資源等の現状把握)	●各地域振興局・支庁への説明会
	7月 ～8月	●第1回県保健医療計画策定委員会の開催 ・現計画の進捗状況等報告 ・中間評価・設定指標見直しについての協議	●第1回地域保健医療福祉協議会の開催 ・保健医療計画（圏域編）の検討
	10月 ～11月	●第2回県保健医療計画策定委員会の開催 ・保健医療計画（中間見直しの素案）検討 ○5師会（※）への意見聴取 ※県医師会，県歯科医師会，県薬剤師会，県看護協会，県栄養士会	・意見を反映した改定素案作成 →保健医療福祉課へ提出
	12月	○12月議会（環境厚生委員会）で素案を報告	
	1月 ～3月	○パブリックコメントの実施 ○市町村，医療保険者，医療提供施設の開設者等への意見聴取 ●第3回県保健医療計画策定委員会の開催 ・計画（案）の確認 ○医療審議会への計画案諮問・答申・計画決定 ○厚生労働大臣への提出 ○計画公示（公報登載）→ R9.4.1 計画施行	●第2回地域保健医療福祉協議会の開催 ・保健医療計画（圏域編含む）の郡市医師会等関係団体への説明等

